

農業ひろさき



2019年10月1日 (第164号)
(令和元年10月1日)



編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104

りんご産業イノベーション支援事業～事業成果発表会～を開催

市では、基幹産業であるりんご産業を次世代につなぐため、平成27年度からりんご産業イノベーション支援事業を実施し、りんごの生産・加工・流通の技術革新や、多様な人材が活躍できる環境構築につながる事業を支援しています。

今年で5年目となるこの事業は、労働力不足、後継者不足、気候変動など山積するりんご産業の課題の解消に向け、自ら考え、自ら実践・検証する提案型の補助事業で、これまでに15の事業に活用されました。

この事業を活用して実施した事業の成果を共有し、情報交換を行うため、8月21日、市りんご公園「りんごの家研修室」において事業成果発表会を開催しました。

「せん定枝回収機の開発」、「15Kgコンテナの導入」、「新斜立型／スイッチバック方式の確立」、「アシストスーツ導入の有用性」に関する取り組みや検証結果について4名の事業実施者が発表し、参加した市内外のりんご生産者や関係団体の職員など約60名が耳を傾けました。

参加者からは、各取り組みに対して多くの質疑応答がされるなど、積極的な情報交換が行われました。



大開保育園 園児が、じゃがいも掘りを体験!



大開保育園では、園庭に「大開農園」を開設し、きゅうり・とうもろこし・じゃがいも・さつまいも・大根などを植え、野菜作りの体験を通して土と親しみ、収穫を楽しむ「自然とのふれあい事業」を毎年行っています。

今年は8月19日に、大開保育園の年長（ホシ組）の園児13人が、じゃがいも掘りを体験しました。



5月に農園の約30m²8畝に種いもを植え、収穫を心待ちにしていた園児たちは、ポリバケツを片手に持って畑に入り、茎を引いて現れたじゃがいもに歓声を上げていました。

いろいろな形や、大きさを比べながらみんなで数を数えてポリバケツに入れ、収穫したじゃがいもは約80Kgの大豊作となりました。

保育園では「園児に粉吹きイモやイモ団子などのおやつとして、後日収穫を喜んだ園児に食べさせる」とのこと、ホクホクした笑顔に思ひが寄せられます。

大開保育園では、野菜作りを通じ生育の観察や食の大切さなど年齢別に応じて食育活動にも役立たせていると話していました。



りんごもぎ取り体験しませんか!

今年もりんご公園で「りんごもぎ取り体験」ができます。
食べごろに育ったりんごを、皆さんのお手でもぎ取りできます。
皆さんお説教あわせのうえ、ご来園ください。



- ◆期間 11月中旬頃まで
- ◆場所 りんご公園（清水富田字寺沢）
- ◆体験料金 有料

※りんごの生育状況により、もぎ取りができない場合など、数量を制限することがありますのでご了承ください。

■問い合わせ先 りんご公園 ☎ 36-7439

◇表紙のロゴマークは、「弘前市誕生130周年」記念ロゴマークです。

拡幅を伴う農道整備事業について

農村整備課では、小規模農道整備事業の補助金(先月号掲載)の他に、拡幅を伴う農道整備事業も行っています。実施するためには必要な要件、地元の合意形成及び地元負担金など、条件がありますが、農道の拡幅整備をお考えの方は問い合わせ先へご連絡ください。

○通作条件整備事業(県営)

主な条件	整備後の主な幅員	受益者負担
・受益面積 50m以上	・舗装全幅 5m	事業費の 12.5%
・事業費 5,000万円以上 など	・車道幅員 4m	

○農地耕作条件改善事業(県営及び市営)

主な条件	整備後の主な幅員	受益者負担
農地中間管理機構との連携により農地集積を促進すること。	・舗装全幅 5m	事業費の 12.5%(県営)
・受益者数 2者以上	・車道幅員 4m	15%(市営)
・受益面積 20m以上(県営の場合)		
・事業費 200万円以上 など		

■問い合わせ先 農村整備課農村整備係(市役所前川本館3階)
☎ 40-2955

農地転用、その前に・・・

農振除外申出10月31日締切り

市では、農業振興のために利用・保全すべき土地を『農用地区域』として設定しています。

この区域内の農用地を住宅用地や農業用施設用地(倉庫、資材置き場など)といった耕作以外の目的に使用する場合は、市が設定している区域から除外するなどの手続きが必要となります。農振除外の手続きは、6か月以上の期間を要します。また、10月31日を過ぎますと、次回分は12月16日が締め切りとなる予定です。

なお、受付・相談は、農用地の所在する各地区的担当課窓口で行っています。

■問い合わせ先

【弘前地区】農政課計画推進係(市役所前川本館3階)

☎ 40-7102

【岩木地区】総務課農林係(岩木庁舎1階)

☎ 82-1621

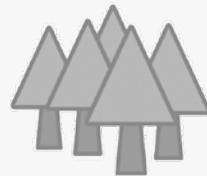
【相馬地区】総務課農林係(相馬庁舎1階)

☎ 84-2111

森林経営管理制度の意向調査にご協力ください

4月から運用を開始した森林経営管理制度について、所有する森林(スギ等の人工林)の現状や所有者の意向を確認するための意向調査(アンケート)を実施します。

- ◆対象者 弘前市内にスギ等の人工林を所有するすべての方。(共有者を含みます)
- ◆実施方法 郵送で実施します。
- ◆送付時期 今年度内に実施します。(数回に分けて実施するため、送付時期には差が生じます)
- ◆調査項目 ・所有権の確認 / ・今までの管理状況 / ・今後の管理予定
- ◆その他 所有する森林に関する問い合わせ(所在や現状等)には、地番の把握が必要となります。
- ◆制度の流れ



- ① 市町村が森林所有者に、所有森林を今後どのように経営管理したいか、ご意向を確認します。
② 市町村に委託したいと回答を頂いたときは、必要に応じて市町村と協議のうえ、経営管理の手続きを行います。

- 市町村に森林の経営管理を委託した場合、
③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、
④ 林業経営に適さない森林は、市町村が森林を管理します。



① 意向を確認

② 経営管理を委託



林業経営に適した森林

経営管理を再委託

林業経営に適さない森林



意欲と能力のある林業経営者

市町村が管理

■問い合わせ先 農村整備課林務係(市役所前川本館3階) ☎ 40-2015

秋の農業安全運動実施中

りんご樹雪害対策 農道等除雪事業

りんご樹の枝折れ防止作業及び消雪作業の促進を図るために、その除雪作業に係る経費の一部を補助する制度がありますのでご活用ください。

◆条件 2車線以上のアスファルト舗装またはコンクリート舗装された道路

◆補助対象者

- (1) 土地改良区及びその連合体
- (2) 農業協同組合
- (3) 共同施行（当該事業を共同で行う、数人の者で構成）



◆補助対象経費

- (1) 人件費、(2) 消耗品費
- (3) 燃料費、(4) 物品修繕費など

◆補助対象となる除雪回数（上限）

通常除雪…1農道当たり 10回まで
拡幅除雪…1農道当たり 1回まで

◆補助金の額

1km当たりの各除雪単価を乗じて得た額または補助対象経費の実支出額の合計額のいずれか少ない額の2分の1以内の額

■問い合わせ先 農村整備課農村整備係（市役所前川本館3階）☎ 40-2955

りんご樹雪害対策 スノーモビル農道圧雪事業

農道をスノーモビル走行し、圧雪することで、園地まで歩きやすくなり、りんご樹の雪下ろし作業や融雪作業を行うことができたため、枝折れなどの雪害を軽減できたとの報告を受けています。



今年度、この事業に取り組みたい町会や団体を募集しますので、10月31日（木）までにご連絡ください。

■問い合わせ先 りんご課生産振興係（市役所前川本館3階）☎ 40-7105

りんご黒星病耕種的防除対策事業費補助金

落葉処理や黒星病の被害葉・被害果の処理に要する経費に対して補助します。

◆対象者 農家、農家で構成された2戸以上の団体、農地所有適格法人

◆補助対象経費 人件費（ハローワーク・JAなどの無料職業紹介所等を通じて雇用した紹介状が必要です）、機材リース費、腐熟促進剤（例：消石灰、石灰窒素）購入費、業者または他者に作業を依頼する費用

◆補助率 1/2（面積に応じ上限あり）

※事前に申請が必要です。詳しくはりんご課までお問い合わせください。

■問い合わせ先 りんご課生産振興係（市役所前川本館3階）☎ 40-7105

農業用軽油引取税免証の交付申請について

中南地域県民局県税部では、令和2年に使用する農業用軽油引取税免証の交付申請を、次のとおり受付します。

申請書等の用紙は、中南地域県民局県税部及び農協各支店に用意しております。申請が遅れると免証の交付も遅れることになりますので、受付期間を必ず守り、必要書類を添えて申請してください。

◆受付月日 11月5日（火）～11月29日（金）

◆受付場所 中南地域県民局 県税部
弘前合同庁舎本館2階（蔵主町4）

◆必要書類等

書類	申請者		個人・共同		組合・法人	
	新規	継続	更新	新規	継続	更新
1 簡易書留封筒（414円分の切手貼付のもの）※1	<input type="checkbox"/>					
2 免税軽油使用者証（共同）交付申請書 ※2	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
3 免税証交付申請書	<input type="checkbox"/>					
4 免税軽油所要数量計算書	<input type="checkbox"/>					
5 農業委員会発行の耕作証明書	<input type="checkbox"/>					
6 免税軽油使用計画書（様式任意） ※3	<input type="checkbox"/>					
7 免税軽油使用実績書・受払書（様式任意） ※3	<input type="checkbox"/>					
8 組合（法人）の定款・規約・商業登記簿謄本等			<input type="checkbox"/>			
9 組合員名簿（全員の押印があるもの）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 使用機械譲渡証明書（販売証明書） ※4	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
11 400円分の県証紙貼付の県税関係証明等原簿	<input type="checkbox"/>					
12 誓約書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13 免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例申請書 ※5	<input type="checkbox"/>					
14 前回交付の免税軽油使用者証	<input type="checkbox"/>					
15 免税軽油の引取り等に係る報告書	<input type="checkbox"/>					

○…提出が必須 △…※3～5をご覧になり、該当する方は提出が必要です。

※1 免税証の交付枚数が多い方は、切手代が414円を超える場合がありますので不足のないようにしてください。

（目安として、60枚を超える方は460円分、120枚を超える方は530円分の切手が必要です。）

※2 親子間で使用者証の名義が変わった場合には、関係を証明する書類（戸籍抄本等）が別途必要になります。

※3 個人・共同の申請者で、使用計画のある場合は、提出してください。

※4 使用機械に変更のある方については、更新の申請となり、新しい機械の譲渡証明書が必要です。

※5 特例（報告書を6か月分まとめて提出することができます。）申請を希望する場合は、提出してください。

■問い合わせ先 中南地域県民局県税部課税第一課

☎ 32-1131（内線228・378）

不正軽油は犯罪です！

不正軽油とは、脱税を目的として軽油に重油や灯油を混ぜ、軽油と偽って販売されているものです。不正軽油の製造、販売はもちろん、使用した人も10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が課されるなど、重い罰則が適用されます。

– 不正軽油の撲滅にご協力をお願いいたします –

収入保険加入申請受付中

青森県農業共済組合ひろさき支所では、収入保険（継続・新規）の加入申請を受付しています。

受付期間は11月末までです。（新規に加入する方は12月末まで。）

◆【加入時の必要書類など】

－新規加入の方－

○確定申告書B第一表

○青色申告決算書（損益計算書・収入金額の内訳）

○事業消費、各品目ごとに作付面積、収穫量、雑収入の内訳が分かるもの

○畠作物直接支払交付金支払通知書（麦・大豆耕作者のみ）

※上記書類の直近4か年分（4年分の申告書類がない方は、ある年数分で結構です）

－継続加入の方－

○令和2年農業経営に関する営農計画（共済組合より配布）

各地域で収入保険説明会、相談会、加入申請受付も行います。日程、場所はNOSAI青森ホームページなどで確認できます。なお、共済組合ひろさき支所では常時受付をしています。

■問い合わせ先 青森県農業共済組合



ひろさき支所 ☎ 28-5700

野焼きはやめましょう！

家庭や事業所から出たごみを、ドラム缶に入れて焼却したり、空き地や河川敷などで焼却したりする野焼きは、法律で禁止されています。また、悪臭や煙による近隣トラブルにつながるほか、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるなど、健康への影響が心配されます。

例外として農業を営むためにやむを得ないものとして行う焼却は、法律で禁止されていませんが、周辺住民などから苦情が出ないように焼却は少量にとどめ、煙や臭いには注意を払ってください。

なお、農業用マルチなどの廃プラスチック類や農作業の休憩時に排出された弁当の容器、生ごみなどの一般ごみの焼却は法律違反となりますので絶対にやめてください。

■問い合わせ先 環境課資源循環係（弘前市役所前川新館2階）☎ 35-1130

わら焼きストップ！

わら焼きにより発生する煙は、地域住民の健康を害したり、交通を妨げたりするなど、社会的に大きな問題となっており、農業のイメージダウンにつながります。

水田へのすき込みや堆肥、家畜の飼料や敷きわらなど有効活用に努めましょう。

■問い合わせ先 農政課農産係（市役所前川本館3階）☎ 40-0504



《《昨年に比べクマの出没件数が増加しています》》

クマの被害に遭わないために、次のことに注意しましょう。

- クマが出没するおそれのある山ぎわ付近での作業時や、クマの活動時間と重なる早朝や夕方は特に注意する。
- 笛を吹いたり、鈴、ラジオなど音が出るものを持ち、存在を知らせる。
- 廃棄したりんご・野菜を放置しておくとクマを引き寄せる原因となるので、適切に処分する。

【クマに遭遇したら】

- クマは逃げるものを追う習性があるため、後ずさりしながら静かに立ち去る。

- 大声を上げたり、攻撃したりしない。

- 子グマの近くには親グマがいる場合が多いため、見つけても近寄らない。

【クマを目撲したら】

- 平日日中は、下記問い合わせ先まで、夜間・休日は弘前市役所☎ 35-1111（代表）までご連絡を。

■問い合わせ先 農政課農産係（市役所前川本館3階）☎ 40-0504

やめよう！不法投棄

ごみを人目につかない山林や、空き地などに捨てる人がいます。不法投棄されたごみにより、自然環境や景観が悪くなるだけでなく、元に戻すためには多くの労力と費用を要します。また、家庭ごみ集積所においても、市で収集しないごみを故意に捨てたり、農業に伴い排出されるごみ（事業系ごみ）を捨てる行為は不法投棄にあたる場合があります。

重い罰則が科せられます！

不法投棄や野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金（法人は3億円）または、その両方の罰則が科せられます。

■問い合わせ先 環境課町田事業所（弘前地区環境整備センター管理棟2階）☎ 32-1952

農地の権利移動・転用等の申請締切は

毎月27日（休日等の場合は前日）です。

書類がそろわないと受理できない場合がありますので、申請は、お早めにお願いします。

■問い合わせ先 農業委員会農地係 ☎ 40-7104

農地流動化情報は、市のホームページからも情報提供！

農業委員会では、農地の有効利用と遊休農地解消対策として、「農地を貸したい、売りたい」または「借りたい、買いたい」などの情報を提供しています。

➡ 農業・商工業 > 農業情報 >

農地に関すること > 農地流動化情報

